

下呂市農業委員会告示第 3 号

農地法（昭和27年法律第229号）第3条第2項第5号の規定による別段の面積を次のとおり定めたので告示する。

令和5年3月6日

下呂市農業委員会 会長 金森 茂俊



1. 農地法施行規則第17条第1項の適用について

方針 農地法施行規則第17条第1項における別段の面積（下限面積）10アールを廃止する。

区 域	下限面積
市 内 全 域	廃止

2. 農地法施行規則第17条第2項の適用について

方針 現行の別段の面積（下限面積）0.01アールを次のとおり廃止する

区 域	下限面積
次の要件全てに該当する農地 ①譲受人名義または譲受人名義となることが確実な土地に隣接する農地 ②遊休農地若しくは遊休化の恐れのある農地 ②集団的な農地利用に支障のない農地	廃止

3. この告示は 令和5年4月1日 から施行する。